

広島県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和元年七月二十五日までの間、縦覧に供する。

令和元年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道本郷久井線	三原市高坂町許山六七番三地从先から 三原市高坂町許山二二番五地先まで	令和元年七月一日